

地域主権改革に伴う施設等の設置管理基準 の制定に関する市民意見募集について

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権改革一括法）」（平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号）が施行され、これまで法律の委任を受け政令等で定められていた、施設や公物の設置管理基準の一部を、市町村の条例で定めることとなりました。

このことを受け、道路局においては、下表に記載する基準等を定めるため、条例の制定・改正を、平成24年 第4回市会定例会において議案上程し、ご審議いただくことを予定しています。

このうち「**県道・市道の構造の技術的基準**」については、本市独自の基準を定めることを予定しており、これについて市民意見を募集しますので、その概要をご報告します。

条例で定める基準の内容	根拠法令
道路付属物自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金、駐車時間その他利用に関し必要な事項を表示するための標識に関する基準	道路法第 24 条の 3
県道・市道の構造の技術的基準	道路法第 30 条第 3 項
県道・市道の案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさに係る基準	道路法第 45 条第 3 項
自動車専用道路を他の道路等の交差させる場合の交差方式	道路法第 48 条の 3
準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準	河川法第 100 条第 1 項
雨水貯留浸透施設、保全調整池が存する旨の標識の基準	特定都市河川浸水被害対策法第 17 条第 3 項及び第 24 条第 1 項
バリアフリー法に基づき、特定の県道・市道の整備を行う際の構造基準	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 10 条第 1 項及び第 2 項

3 市民意見募集について

(1) 趣旨

条例化するにあたり、独自基準の内容について、広く市民の皆様からの意見を募集します。

(2) 募集方法

「広報よこはま」で意見募集実施の周知をし、道路局ホームページやチラシで独自基準の内容について公表します。チラシは市庁舎1階市民情報センター、各区役所（区政推進課）及び道路局で配架します。

(3) 募集期間

平成24年7月2日（月）から7月20日（金）まで

(4) 提出方法

意見募集用紙に記入していただき、電子メール、郵送、ファックス又は、直接ご持参いただきます。

なお、意見募集用紙は、ホームページからダウンロードしていただくか、市庁舎1階市民情報センター、各区役所（区政推進課）及び道路局でご用意します。

4 今後の予定

(1) 意見募集の結果

本年9月の常任委員会で報告予定

(2) 議案上程時期

平成24年 第4回市会定例会の予定

(3) 施行時期

平成25年4月1日の予定